

1 ~ 7

茨城県取手市議会会派「無会派クラブ」行政視察研修行程表

○10月5日（水）

MM553

取手駅……………我孫子駅……………成田駅……………空港第2ビル…成田空港……………宮崎空港
10:27 10:34 10:46 11:28 11:32 11:40 13:05 発 15:10 着

…宿泊地

18:00

【宿 泊】

ホテルベルフォート日向

宮崎県日向市上町7-3

電話0982-52-0001

○10月6日（木） ※免許証持参、電動キックボード保険料 1,600円当日払

宿泊地……………日向市駅（視察研修）……………日向市役所（視察研修）…宿泊地

9:10 発予定 9:30～11:30 13:30～15:30

電動キックボード移動

○宮崎県日向市議会事務局

住所：宮崎県日向市本町10番5号（〒883-8555）

電話：0982-66-1035（直通）

※研修事項（同行者 磯崎久喜雄 元茨城県議会議員）

○馬ヶ背展望所「スケルッチャ」

- ・設置の経緯、効果と課題
- ・スケルッチャ設置事業を推進した意図
- ・賛同を得るためにどのような取り組みがありましたか
- ・設計 ガラス張りのアイデアはどこから生まれましたか
- ・事業経費の調達
- ・管理と運営主体
- 維持管理費（市の負担はありますか）
- ・今後の展望所を用いた事業展開予定

○レンタル電動キックボード補助事業（坂道の多い当市の現状から関心を持ちました）

- ・事業概要、効果と課題
- ・事業経費
- ・愛称決定の経緯
- ・今後の事業展開予定

○日向市駅周辺土地区画整理事業（当市においては取手駅北土地区画整理事業が最終段階に入りましたが、土地利用に関して課題が生じています）

- ・事業概要、経過
- ・事業経費
- ・事業進行までの課題やその解決策
- ・地権者の意向

【宿 泊】

東横イン宮崎駅前

〒880-0801 宮崎県宮崎市老松 2-2-31

TEL 0985-32-1045

○10月7日(金)

MM554

宿泊地…宮崎空港……………成田空港……………空港第2ビル……………成田駅……………我孫子駅…

15:50 発

17:35 着

18:02

18:14 18:17

18:59 19:07

…取手駅

19:14



●主催

NPO法人多摩住民自治研究所

多摩研

第46回

議員の学校

Change!

その先に地方政府への道

開催形式
対面・オンラインの
ハイブリッド



2022

8/4(木)
/5(金)

- 会場:たましんRISURUホール 第1会議室
<https://risuru.hall-info.jp/access/>
- 見逃し配信サービスあり(2022年10月末まで)



コロナ禍でさまざまな制限の中で過ごしてきた子どもたち。
いま、地方自治体と議会が果たすべき役割は何か!?

「地方自治からみる真の子どもの政策とは ——『子ども基本法』の意義と活用を考える」

今年は、「国際連盟・子どもの権利宣言…1924年」から98年、日本の「児童憲章…1951年」から71年、「国際連合・子どもの権利条約…1989年」から33年となる年です。この段階で、2023年4月に「子ども家庭庁」が発足する運びとなりました。

その日本でいま、就学援助を受けている小・中学生は130万人以上、母子家庭の子どもの貧困率は50%を超え、先進国中で最低ランクに位置付けられています。

コロナ禍で子どもたちの自由は著しく制限されてきましたが、当事者である子どもの声を聴いて施策を講じた自治体がどれほどあったでしょう。そしてウクライナでの戦闘は、戦争がいかに子どもの人権を奪うかを示し続けています。

私たちはこの日本で「子どものイジメ」「子どもの自殺」を一刻も早くゼロにしなければなりません。地方自治体とその議会が果たすべき役割は何か、日本国憲法の理念と国際的な到達点、そして自治体での実践を率直に出し合い、率直な学び合いを展開します。



「議員の学校」とは

多摩住民自治研究所[多摩研]の「議員の学校」は、「住民と地域に役立つ地方議員になりたい」という議員の皆さんの声にこたえ、「政党会派を問わずに、だれもが参加できる学校」として始められました。平成21(2009)年のことです。幸いにして、各地の議員の皆さんの積極的なご参加と、協賛された各分野の講師の方々のすぐれた講話によって、かけがえのない歩みを重ねてまいりました。



■集中講義(第1日 13:10~14:40)

「子どもの権利条約を踏まえた自治体施策——こども基本法制定を受けて」

平野裕二氏(ひらの ゆうじ/ ARC[Action for the Rights of Children]代表、子どもの人権連代表委員)

6月に国会でこども基本法が成立し、来年4月にはこども家庭庁が創設されます。子どもの権利条約の精神や原則を反映したこども基本法では「こども計画」を定める自治体の努力義務も定められており、子どもの権利条約を踏まえた施策の推進がこれまで以上に求められます。子どもの権利をいっそう守っていくために自治体には何ができるか。国連・子どもの権利委員会の見解や他国の取り組みなどを参考にしながら考えます。

■実践報告1(第1日 14:50~15:35)

「『多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例』施行までの実践」

水野 誠氏(みずの まこと/東京都多摩市 子ども青少年部 子育て・若者政策担当課長)

多摩市では、2018(平成30)年6月の市長所信表明「条例策定も含めた子ども・若者の支援体制づくり」をスタートに施策検討懇談会を立ち上げました。子ども・若者、市民からの意見収集とワークショップなどを重ねながら、3年をかけて条例原案を作り、本年の4月1日に施行しました。そのプロセスと「子ども・若者を誰一人取り残さず、大切にすまち・多摩市の実現」に向けた取り組みを報告します。

■実践報告2(第1日 15:35~16:20)

「子どもの人権を守る公的第三者機関の実践に学ぶ」

平尾 潔氏(ひらおきよし/せたホッと子どもサポート委員、弁護士)

「せたホッと」は、世田谷区に在住・在学・在勤している子どもの最善の利益を保障していくことを目指し、子どもの人権を擁護し、救済を図るために条例によって設置された、公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関です。子どもの権利侵害に関する相談を受け、助言や支援を行うとともに、申立て等により、調査、調整を行いながら、子どもの関係機関等に対して協力・改善を求めています。子どもに寄り添いながら、子ども自身が本来持っている力を十分に発揮できるよう、問題解決に向けた支援を行います。(同所HPより)

■グループワーク(第2日 10:15~12:00)

5~6人の少人数(グループ)に分かれ、初日の集中講義と実践報告の学びを振り返りながら、各自の課題などを交流します。議員の仕事の意義をより深められる自己紹介・表現の時間です。

■シリーズ講義(4)(第2日 13:00~14:40)

「子どもの権利の歴史と地方自治」

池上洋通氏(いけがみひろみち/「議員の学校」学校長、多摩住民自治研究所理事)

1924年に「国際連盟・子どもの権利宣言」が出されてから間もなく100年、日本国憲法も含めて「子どもの権利思想」はどのように発展してきたか。そしてまた、子どもの成長にとって「地域社会」がいかに尊いか——子どもの養育・教育・福祉・文化の権利を地域的な視点からとらえ、地方自治体の政策的な課題を民主的科学的視点から解明します。

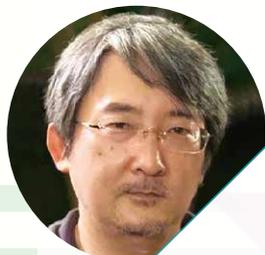
■まとめ・質疑応答(第2日 14:50~15:50)

ご自分の自治体について、個別的なご質問にもお答えする形で進めていきます。それぞれのまちの課題等を、ぜひ、お持ち寄りください。





■ 集中講義 平野裕二氏



1967年、福岡県生まれ。ARC (Action for the Rights of Children) 代表、子どもの人権連代表委員、子どもの権利条約ネットワーク運営委員、子どもの権利条約総合研究所運営委員など。国連・子どもの権利委員会の報告審査を長く傍聴し、子どもの権利をめぐる国際的な動向に詳しい。

■主著(共著) 『子どもの権利条約のこれから』『新解説 子どもの権利条約』『子どもオンブズパーソン』、主訳書にユニセフ『世界子供白書』(2002年版以降、(財)日本ユニセフ協会との共訳)、『いじめに立ち向かう』『学校犯罪と少年非行』『少年司法における子どもの権利』など。

ホームページ：<http://homepage2.nifty.com/childrights/>

■ シリーズ講義(4) 池上洋通氏



1941年静岡県生まれ。講師は自治体職員、研究機関常勤役員、千葉大学教育学部非常勤講師(社会教育原論)などの経験を持つ地方自治理論・政策の実践的研究者。著書・論文は地方自治体論をはじめとして、保健医療、社会福祉、教育、防災など、自治体政策の全分野にわたります。

■著書 『シリーズコロナと自治体5 「学び」ととめない自治体の教育行政』(2021年、自治体研究社)、『いのちを選ばないで』(2019年、大月書店)、『生きたかった——相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの』(2016年、大月書店)、『市民立学校をつくる教育ガバナンス』(2005年、大月書店)、『人物でつづる戦後社会教育』(2015年、国土社)、『大震災 復興へのみちすじ』(2011年、自治体研究社)、『ここから始める地方議会改革』(2007年、自治体研究社)、『市町村合併 これだけの疑問』(2001年、自治体研究社)他多数。

◆ 第1日 8月4日(木)

- 12:55 ~ 13:00 ガイダンス
- 13:00 ~ 13:10 開会のあいさつ
- 13:10 ~ 14:40 **集中講義1** (講義+質疑応答90分)
- 14:40 ~ 14:50 休憩(10分)
- 14:50 ~ 15:35 **実践報告1** (講義45分)
- 15:35 ~ 16:20 **実践報告2** (講義45分)
- 16:20 ~ 17:20 **パネルディスカッション+質疑応答** (60分)
- 17:20 ~ 17:30 連絡事項、写真撮影

◆ 第2日 8月5日(金)

- 9:55 ~ 10:00 ガイダンス
- 10:00 ~ 10:15 グループワーク準備(15分)
- 10:15 ~ 12:00 **グループワーク** (105分)(前半40分/後半40分/発表25分)
- 12:00 ~ 13:00 お昼休み(60分)
- 13:00 ~ 14:40 **シリーズ講義(4)** (講義100分)
- 14:40 ~ 14:50 休憩(10分)
- 14:50 ~ 15:50 **まとめ・質疑応答** (60分)
- 15:50 ~ 16:00 閉会のあいさつ等

program
プログラム



議員の学校

申込み方法 【会場・オンライン 価格表】



●部分参加(1講義あたり)

- ・都道府県・政令市・特別区議会議員 ……………13,000円
- ・上記以外 ……………9,000円

●全参加(講義3つ+グループワーク)

- ・都道府県・政令市・特別区議会議員 ……………37,000円
- ・市議会議員 ……………25,000円
- ・町村議会議員 ……………15,000円
- ・多摩住民自治研究所会員(議員) ……………22,000円
- ＊市民……………1講座:1,000円 全参加:3,000円

◆定員85名

下記の申込書をFAX [042-514-8096] または、

e-mail [tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp] でお送りください

多摩研ホームページの「申込フォーム」

◀ [http://www.tamaken.org/?page_id=2156] からもお申込みいただけます。

＊複数名でお申込みの場合でも、全員分の下記項目を必ず明記の上、お申し込みください。

・お名前 ・e-mailアドレス ・ご住所 ・携帯番号(電話番号)

FAXまたはメールで受講申込みを受け付け次第、受講案内、宿泊施設案内等をお送りします。

◆お問合せ TEL 042-586-7651



議員の学校 参加申込書 ＊全項目にご記入をお願いします

■ 氏名(ふりがな)

■ 領収書の宛名(政務活動費をお使いの方は正確にご記入ください)

■ 住所 〒 □□□□-□□□□

■ 電話

□□□□-□□□□-□□□□

■ FAX

□□□□-□□□□-□□□□

■ 携帯電話

□□□□-□□□□-□□□□

■ 今後の多摩研の催しのご案内

 e-mail FAX 郵送 希望しない

＊添付ファイルを受信できるPC等のアドレスをご記入ください

■ e-mail

■ お申込み内容(必ずいずれかに✓をお願いします)

●お立場

- 都道府県・政令市・特別区議会議員
- 市議会議員
- 町村議会議員
- 多摩住民自治研究所会員(議員)
- 多摩住民自治研究所会員(議員以外)・市民

●ご参加 会場 オンライン

- 全参加
- 集中講義に参加
- 実践報告に参加
- シリーズ講義(4)に参加

●グループワークへのご参加

- する しない

多摩研 第47回 議員の学校

申込み方法 【会場・オンライン同一価格】

- 部分参加(1講義あたり)
 - ・都道府県・政令市・特別区議会議員……………13,000円
 - ・上記以外……………9,000円
- 全参加(講義3つ+グループワーク)
 - ・都道府県・政令市・特別区議会議員……………37,000円
 - ・市議会議員……………25,000円
 - ・町村議会議員……………15,000円
 - ・多摩住民自治研究所会員(議員)……………22,000円
 - ・市民……………1講座:1,000円 全参加:3,000円



下記の申込書をFAX [042-514-8096] または、
e-mail [tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp] でお送りください
多摩研ホームページの「申込フォーム」



◀ [http://www.tamaken.org/?page_id=2156] からもお申込みいただけます。

*複数名でお申込みの場合でも、全員分の下記項目を必ず明記の上、お申し込みください。
・お名前 ・e-mailアドレス ・ご住所 ・携帯番号(電話番号)

FAXまたはメールで受講申込みを受け付け次第、受講案内、宿泊施設案内等をお送りします。

◆お問合せ TEL 042-586-7651

多摩研 第47回 議員の学校 参加申込書

*全項目にご記入をお願いします

■ 氏名(ふりがな) _____ ■ 領収書の宛名(政務活動費をお使いの方は正確にご記入ください)

■ 住所 〒 _____

■ 電話 _____ ■ FAX _____

■ 携帯電話 _____ ■ 今後の多摩研の催しのご案内
 e-mail FAX 郵送 希望しない

*添付ファイルを受信できるPC等のアドレスをご記入ください

■ e-mail _____

■ お申込み内容(必ずいずれかに✓をお願いします)

●お立場

- 都道府県・政令市・特別区議会議員
- 市議会議員
- 町村議会議員
- 多摩住民自治研究所会員(議員)
- 多摩住民自治研究所会員(議員以外)・市民

●ご参加 会場 オンライン

- 全参加
- 集中講義に参加
- 実践報告に参加
- シリーズ講義(5)に参加

●グループワークへのご参加

- する しない



●主催
NPO法人多摩住民自治研究所

- 会場:日野・市民自治研究所
http://hino-shiminjichi.jp/xoops/modules/pico/index.php?content_id=6
- 見逃し配信サービスあり(2023年1月末まで)



2022
10/24(月)
/25(火)

Change!
その先に地方政府への道

多摩研 第47回

議員の学校

オンライン
会場定員6人(先着順)

「若者の声が生きる自治体をつくる —宮下与兵衛さんの実践から学び、若者の声を聞く—

2016年の公職選挙法改正によって「18歳選挙権」が実現し、高校3年生の年齢で各種選挙に投票参加できるようになり、民法改正により、「成年年齢」が20歳から18歳に引き下げられました。本年6月には、子どもを権利の主体として捉え、すべての子どもの権利を総合的・包括的に保障する「こども基本法」が制定され、来年4月には施行されます。日本はいま、歴史的な転換期を迎えており、国も自治体も、子ども・若者の声を聴き、政策に反映させる新たな取り組みが急務です。

今回の議員の学校は、

- ①日本における「主権者教育」の具体的な実践の道を切りひらいてこられた宮下与兵衛さんの理論と実践から学ぶこと
- ②若者の声が生きる地域・自治体づくりに取り組んでいる各地の実践的事例から学び合うこと
- ③参加者同士で自由闊達に情報を交流し、実践的な知恵を出し合うことを目指して開催されます。
- ④そして、日本の近現代史のなかで、政府や国民がどんな努力をしたか、軍国的政策で何が起きたか、などの実例にふれ、日本国憲法がえがく平和で民主的な社会の一員として、子ども・若者たちが生き生きと生活し、活動できる地域社会を展望します。



「議員の学校」とは 多摩住民自治研究所[多摩研]の「議員の学校」は、「住民と地域に役立つ地方議員になりたい」という議員の皆さんの声にこたえ、「政党内閣を問わずに、だれもが参加できる学校」として始められました。平成21(2009)年のことです。幸いにして、各地の議員の皆さんの積極的なご参加と、協賛された各分野の講師の方々のすぐれた講話によって、かけがえのない歩みを重ねてまいりました。

■集中講義(13:10~14:40)

宮下与兵衛氏(みやした よへえ/東京都立大学・特任教授。元長野県辰野高校教諭)

◆1(13:10~13:50)

なぜ、世界の若者と異なり日本の若者は主権者意識が低いのか

2016年から18歳選挙権が実現し、文部科学省は主権者教育を実施している高校は全国で95.6%(2019年度)と発表していますが、若者の選挙の投票率は30%台前半で上がっていません。また、地域づくり活動や社会問題解決への参加も低調です。しかし、世界の若者たちは日本の倍以上の選挙参加、また気候変動防止活動や差別反対運動などの先頭に立っています。なぜ、日本の若者だけが主権者意識が低いのか、その原因を考え、そして、世界の若者の活動をつくっている主権者教育・民主主義教育について考えていきます。

◆2(14:00~14:40)

子どもの声が生きる学校づくり、若者の声が生きる地域づくり

国連・子どもの権利委員会は、「日本では、子どもに関係することを決める時に学校でも自治体でも会議に子どもの代表を参加させて決めていない、参加を確保すること」と勧告してきました。長野県辰野高校では25年前に学校運営に生徒と保護者の代表が参加する「三者協議会」を設置して校則や施設・設備の改善をすすめてきました。また、高校生と地域住民が話し合う「学校フォーラム」を設置して、高校生たちは地域づくり活動を続けてきました。子どもを主人公にした学校づくり、若者を主人公にした地域づくりを考えていきます。

■実践報告(第1日 15:20~16:40)

自治体への若者参加についての実践事例から学ぶ

齋藤愛彩氏(さいとう あや/山形県遊佐町 元少年町長)

岩崎弘宜氏(いわさき ひろまさ/茨城県取手市 取手市議会事務局次長)

この講義では、若者が主権者として自治体の政策等に参加するための事業を実践している自治体および事業に参加した若者の実践報告を通して、具体的な展望や課題について学び合います。

1つは、山形県遊佐町の「少年議会」についてです。2003年から開催していて、そのうちの3年間「少年町長」をつとめた齋藤愛彩さんからのご報告です。「少年議会」に参加して、齋藤さんの意識や行動がどう変わったかなど、現在の活動等も含めてお話いただきます。

もう1つは、茨城県取手市の「議会を知り、未来を語る」取手二中と取手市議会の実践報告です。こちらは、取手市議会事務局次長の岩崎弘宜さんにオンラインでご登壇いただきます。2016年から、取手市立取手第二中学校と市議会でおこなってきた事業についてのご報告です。中学3年生の生徒が各グループで議案を作成し、投票を通して議案を絞り込み、最終的には、実際の議会で、市議会議員と生徒と共に審議をする取組みです。

■シリーズ講義(5)(第2日 10:00~11:40)

「学制」公布150年——日本の近現代史のなかの「子ども・若者の権利」——日本国憲法がえがき、明日の主権者に託していること

池上洋通氏(いけがみひろみち/「議員の学校」学校長、多摩住民自治研究所理事)

すべての子どもたちに「義務教育」を受けることを定めた「学制」が公布されたのは、明治5・1872年—今年はその150周年にあたります。この講座では、①150年のあいだに、国民自身も含めて、どのような努力と現実があったのかの実例を知り、②いま直面している「共通問題」を確認し、③憲法と法に基づいて、自治体が行うべき政策を語ります。

■グループワーク(第2日 12:55~14:35)

5~6人の少人数(グループ)に分かれ、初日の集中講義と実践報告の学びを振り返りながら、各自の課題などを交流します。議員の仕事の意義をより深められる自己紹介・表現の時間です。

■質疑応答・まとめ(第2日 14:45~15:45)

ご自分の自治体について、個別的なご質問にもお答えする形で進めていきます。それぞれのまちの課題等を、ぜひ、お持ち寄りください。

■集中講義 宮下与兵衛氏

東京都立大学・特任教授。元長野県辰野高校教諭。研究テーマは、若者論、主権者教育論。他の研究者たちと日・米・仏・独・ニュージーランドの生徒参加による主権者教育の比較研究をしている。「開かれた学校づくり全国連絡会」共同代表。

■著書 『学校を変える生徒たち』『地域を変える高校生たち—市民とのフォーラムからボランティア、まちづくりへ』『高校生の参加と共同による主権者教育』(いずれも、かもがわ出版) 編著:『子ども・学生の貧困と学ぶ権利の保障』『高校生からの「憲法改正問題」入門』(いずれも、平和文化)『校則、授業を変える生徒たち—開かれた学校づくりの実践と研究』同時代社



■シリーズ講義(5) 池上洋通氏

1941年静岡県生まれ。講師は自治体職員、研究機関常勤役員、千葉大学教育学部非常勤講師(社会教育原論)などの経験を持つ地方自治理論・政策の実践的研究者。著書・論文は地方自治体論をはじめとして、保健医療、社会福祉、教育、防災など、自治体政策の全分野にわたります。

■著書 『シリーズコロナと自治体5 「学び」をとめない自治体の教育行政』(2021年、自治体研究社)、『いのちを選ばないで』(2019年、大月書店)、『生きたかった——相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの』(2016年、大月書店)、『市立学校をつくる教育ガバナンス』(2005年、大月書店)、『人物でつづる戦後社会教育』(2015年、国土社)、『大震災 復興へのみちすじ』(2011年、自治体研究社)、『ここから始める地方議会改革』(2007年、自治体研究社)、『市町村合併 これだけの疑問』(2001年、自治体研究社)他多数。



◆第1日 10月24日(月)

- 13:00 ~ 13:10 開会のあいさつ(学校長)
- 13:10 ~ 13:50 **集中講義 ◆1(40分)** 宮下与兵衛さん
- 13:50 ~ 14:00 休憩(10分)
- 14:00 ~ 14:40 **集中講義 ◆2(40分)** 宮下与兵衛さん
- 14:40 ~ 15:10 **質疑応答(30分)**
- 15:10 ~ 15:20 休憩(10分)
- 15:20 ~ 16:40 **実践報告(実践20分+実践20分、質疑40分)**
コーディネーター 佐藤まさたかさん
- 16:40 ~ 17:00 連絡事項、写真撮影

◆第2日 10月25日(火)

- 10:00 ~ 11:40 **シリーズ講義(5)**(講義+質疑応答100分) 池上洋通さん
- 11:40 ~ 12:40 お昼休み(60分)
- 12:40 ~ 12:55 グループワーク準備(15分)
- 12:55 ~ 14:35 **グループワーク(100分)**
(自己紹介+講義内容交流60分/発表+質疑応答40分)
- 14:35 ~ 14:45 休憩(10分)
- 14:45 ~ 15:45 **質疑応答・まとめ(60分)**
- 15:45 ~ 16:30 閉会のあいさつ(理事長)、写真撮影等

program
 プログラム



社新聞

THE FUKUSHI SHIMBUN

保育所 虐待予防でモデル事業 こども家庭庁が来年度

2023年4月に発足する「こども家庭庁」は来年度から、保育所が育児不安を抱える家庭などに対して相談支援のモデル事業を実施する。保育所が市町村とも連携するなど虐待の予防に向けた取り組みを強化。待機児童が減る中、多機能化を進めることで、新たな保育所像を模索する。
(鮫島隆紘)

多機能化
「保育所のノウハウを生かせるよう地域の子育て支援など多機能化を進めていく」。8月30日の会見で今後の保育政策を問われた加藤勝信・厚生労働大臣はこう強調した。

来年度のモデル事業では、定員に空きのある保育所や認定こども園などが、保育所などに通っていない未就園児を週1〜2日程度、定期的に受け入れる。また、保護者と定期面談も行う。

理由を問わず在園児以外を受け入れる「一時預かり」とは異なり、保護者や子どもと継続的に関わることがポイントになるといふ。取り組みの中で、育児不安や孤立、貧困など課題を抱える家庭がいれば、保育所が市町村や関係機関と連携。

定期的な打ち合わせしながら支援計画も作る。モデル事業は全国30カ所を予定。実施主体は市町村で、費用は国が全額負担する。補助単価は、1施設当たり定期的な預かりが708万円。さらに、要支援家庭を支援すると378万円の加算がつき、最大1086万円を想定している。厚生労働省によると全国の未就園児は約182

万人で、うちが97%を上る。
重要なモデル事業が地域のサポートの役割を化が狙いだ民間調査を話せる人などと答え5割を超え

給付費10兆円を突破

20年度介護保険報告

厚生労働省が8月31日に公表した「2020年度介護保険事業状況報告」によると、21年3月末時点の第1号被保険者の保

増の575万人で過去最多を更新した。7割は施設サービスの受給

減の2兆3438億円。収納率は99.2%だった。

法務省 再犯防止 福祉と連

2000

月刊 マスコミ市民

◆ジャーナリストと市民を結ぶ情報誌

2022 **7** 642

特集 軍備増強・管理強化の流れ 参院選で歯止めを

国会を軽視し、行政府の裁量を強めていく岸田自公政権 杉田 敦

ウクライナから汲み取るべき教訓は、世界戦争を避けること 柳澤 協二

マグマを蓄えたアベノミクスの歪み 島澤 諭

シンポジウム「経済安保法の危険な本質を暴く！」 共同テーブル

【投稿】最大手・東京書籍政経教科書の憲法と軍事問題記述を分析 永野 厚男

ジャーナリズムが若かった頃(16) 乗松聡子さんに聞く(下) 前田 朗

■連載■

村上 勝彦 古川 英一 松本 恭幸 森川 貞夫

前田 朗 しんすご (辛淑玉)



財務の報告義務化

介護事業者が毎年度



法案の趣旨説明をする加藤厚労大臣

介護保険サービス事業者に対し、財務状況を毎年度、都道府県に報告することを義務付ける介護保険法改正などを含めた「全世代対応型の社会保障制度を構築するための法律案」が16日、衆議院本会議で審議入りした。国が報告された財務状況のデータベースを整備して公表する。政府は今国会での成立を目指す。

(榎戸新)

財務状況の「見える化」を図るのが目的。詳しい経営情報を把握することにより、介護報酬改定、職員処遇改善、物価上昇に応じた支援などの政策立案に生かす。また、利用者にも分かりやすく公表する。報告を求める

財務状況の詳細は今後、厚生労働省令で定める。施行は2024年4月。介護保険関係ではほ

10割に が会見で表明

岸田文雄首相は17日に、子育て支援に関する記者会見を官邸で開いた。少子化の脱却に向け、育児休業給付金について、育児前と同じ程度の手取り収入とする方針を表明。また、多子世帯に対する児童手当を拡充する。政府が3月中にまとめる少子化対策のたたき台に盛り込むという。

(飯島隆紘)

2022年の出生数は79万9700人で、過去最少を記録。この5年で20万人近くも減少しており、30年代に入ると若年人口が現在の倍の速さで急速に減少するという。

具体的には、育児休業制度について、産後の一定期間に男女で育児を取得した場合の給付率を手取り10割に引き上げると表明。夫婦で育児や家事を分担することで、キャリア形成や所得の減少への影

かに、市町村の地域支援事業に利用者の介護情報などを共有、活用することを促進する事業を追加する。また、地域包括支援センターの介護予防支援業務について指定対象を拡大し、居宅介護支援事業所も受けられるように見直す。業務過多が問題視されている同センターの負担を減らすのが狙い。

さらに都道府県に対し、新たに介護保険事業所・施設で生産性向上の取り組みが促進されるよう努めることを求める。看護小規模多機能型居宅介護については「通い泊まり」に看護サービスが含まれることを明確化し、さらなる普及を図る。同法案には出産育児一時金増額(50万円)の負担を軽減する以上の医療費を引き上げる